

私立幼稚園の副食費をひと月最大4,900円補助します

※ 昨年度申請をいただいた方についても、今年度の補助を希望される方は再度申請が必要です。

1 対象者

広島市に居住し、給食を実施している私立幼稚園を利用する満3歳から5歳児のうち、下記①～⑥のいずれかの要件に該当する者

① 市民税所得割額合算額が77,101円未満の世帯の子ども

- 目安として、**額面年収360万円未満**相当世帯が該当です。
- 広島市等の政令指定都市においては税率が8%で計算されていますが、判定に当たっては6%で算出した金額で計算します。
- **16歳未満の扶養親族が3人以上いる場合**は、2人を超える1人につき**22,800円**を市民税所得割合算額から控除した金額で計算します。
👉 詳しくは裏面の5をご覧ください。

② 市民税非課税世帯の子ども

③ 生活保護世帯の子ども

④ 里親に委託されている子ども

⑤ 小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている子ども

⑥ 所得にかかわらず、**第3子以降**の子ども

2 対象経費・上限額

給食費のうち、**副食費相当分**を、**月額4,900円**まで

- 主食（お米、麺、パン等）以外のすべてが対象となります。（ミルク、おやつ等を含む）
- 家から持参するお弁当、預かり保育で提供される牛乳やおやつ等は**対象外**です。
- 月額の対象経費が4,900円を下回る場合は、月額の対象経費の額を支給します。

3 必要書類

下記のものを御提出ください。

※（3）（4）に該当しない場合でも、裏面6の書類が必要になる場合があります。

全員が提出するもの

(1)	実費徴収に係る補足給付費交付申請書（副食費）兼口座振替依頼書	申請希望の方には幼稚園からお渡しします。 各幼稚園にお問合せください。
(2)	振込先口座の通帳のコピー	前年度認定を受けていた方で、口座情報（名義や口座番号など）に変更がない場合は省略できます。
該当する方のみ提出が必要なもの		状況
(3)	令和6年度の市町村民税の税額が確認できる証明書類 (👉 詳しくは裏面の6をご覧ください)	令和6年1月1日時点で 広島市外 に居住していた方（※4～8月分の判定に必要です。）
(4)	令和7年度の市町村民税の税額が確認できる証明書類 (👉 詳しくは裏面の6をご覧ください)	令和7年1月1日時点で 広島市外 に居住していた方（※9～3月分の判定に必要です。）
(5)	生活保護受給者証	生活保護を受給中の方

4 申請締切

令和7年7月22日（火）までに各幼稚園に提出してください。

期限までに提出された方の結果は、8月下旬を目安に郵送でお知らせします。

※ 締切を過ぎても申請は可能ですが、**提出日の翌月1日（1日に提出した場合は当月1日）から**

支給対象となります（上記の申請締切日までに提出された方は、令和7年4月分から支給対象です）。

